

第18回島根県理学療法士学会 一般演題発表での患者プライバシー保護に関する注意点

医療を実施する際、患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務です。症例報告を含む論文あるいは学会・研究会・検討会等における発表では、患者・利用者のプライバシー保護に配慮し、患者・利用者が特定されないよう留意して下さい。

1. ヘルシンキ宣言(※1)に沿った研究であることをご確認下さい。特にプライバシーの侵害人体に影響を与える研究に関しては、対象者に説明と同意を得たことを本文中に必ず明記して下さい。

※1：<http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2013j.pdf>

2. 原則として厚生労働省の「臨床研究に関する指針(※2)」などの医学研究に関する指針に従って下さい。

※2：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>
(厚生労働省ホームページ) 参照

3. 研究内容にレントゲン撮影や侵襲が含まれる場合は、抄録中にそれを施行した人の職種を必ず明記して下さい。

4. **倫理に関する内容を必ず記載して下さい。**

抄録中に倫理に関する記載がない場合、不採択となる可能性がありますので注意して下さい。 演者の所属する機関の倫理委員会で承認された研究である場合は、その旨を抄録中に記載して下さい。

例文①：本研究は〇〇〇病院倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：〇〇〇）。
調査対象者に本研究の目的、研究協力の任意性などを文章および口頭で説明し、
書面で同意を得た。

例文②：本研究はヘルシンキ宣言ならびに臨床研究に関する倫理指針に従って行った。
対象者には研究の趣旨を口頭および文章にて説明し書面にて同意を得た。
得られたデータは匿名化し、個人情報に留意した。